

令和5年度 高知市立城北中学校部活動運営方針

平成31年4月25日策定

令和5年4月1日改定

1 本校における部活動の位置づけ

本校においては、部活動を「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」（平成29年7月告示中学校学習指導要領第1章総則第5の1のウ）の記述に基づき、学校教育の一環として位置付ける。

本校における全ての教育活動は、学校教育目標「自ら学び、心豊かで、たくましい生徒の育成」の具現化を目的として行われる。部活動も同様である。

2 本校における部活動の適切な運営のための体制整備

（1）部活動運営方針の策定等に関すること

ア 校長は、高知市運動部活動ガイドライン（平成30年12月策定）を参考に、毎年度「高知市立城北中学校部活動運営方針」を策定する。本方針には文化部も含めるものとする。

イ 校長は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を担当職員に作成させ、提出をさせるものとする。

ウ 校長は、アの内容を毎年、全校生徒に説明するとともに、保護者にはPTA総会で説明する。さらに部活動加入生徒には4月に開催される「部活動発足式」において、同保護者には年度始めに開催する「部活動保護者会」において説明をするものとする。

（2）部活動の指導・運営に係る体制の構築について

ア 校長は令和5年度、本校に以下の部活動を置く。

【体育部】

陸上競技部・バスケットボール部・サッカー部・ハンドボール部・軟式野球部・バレーボール部・ソフトテニス部・卓球部・バドミントン部・剣道部

※ 水泳部については、中体連主催大会の引率のみとする。

【文化部】

吹奏楽部・美術部・手芸部・情報技術部・英語部・書道部・放送部

イ 校長はアの各部活動に対して顧問・副顧問を配置する。

ウ 本校生徒は、顧問・副顧問に入部届を提出することで部員となることができる。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行うものとする。

オ 校長は、各部活動の保護者に対して保護者会の結成及び加入の依頼を行う。

カ 校長は、PTA総会で承認された生徒活動費を各部活動に配分して活動をさせることとする。

なお、活動費が不足する場合には、保護者会において説明し、理解を得たうえで保護者会費を徴収することができるものとする。保護者会費の額の決定や徴収及び予算・決算・監査等の管理については保護者会に委託するものとする。

キ 校長は、必要に応じて顧問・副顧問会、キャプテン会、部活動集会を開催し、生徒の自治活動を援助することに努めるものとする。

3 本校における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問・副顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 校長及び顧問・副顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

(2) 適切な休養日等の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを基準とする)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うことを基準とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを基準とする。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基準とし、できる限り短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 定期考査発表中における部活動停止期間を設ける。定期考査終了日より10日以内に公式戦・コンクール等のある部活動は、運営委員会に様式に基づいた活動届を提出、承認され、保護者会の了承を得た上で、1時間程度の練習を認めることがある。※週末についてもアに準じて同様とする。

(3) 熱中症事故の防止

ア 校長及び顧問・副顧問は、熱中症の予防に最大限の努力を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問・副顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 その他

(1) 台風等の接近や集中豪雨、地震等への対応

ア 授業日については、学校及び市教委が行う判断通りとする。

イ 授業日以外の練習については、練習開始1時間前に「大雨」「洪水」「暴風」のいずれかの警報が高知市に発令されていた場合は、活動を中止することとする。なお、対外試合等の場合は、顧問・副顧問から連絡を行うこととする。

(2) 細則の制定

校長は、本方針に基づいた運営細則を作成し、生徒及び保護者に説明することとする。

(3) 運動部の団体競技については、今年度から、3年生引退後、1、2年生でチームが組めない年が2年続けば、次年度から募集停止とする。

(4) 英語部、書道部については、今年度からは募集停止とする。ただし、英語や書道に関するコンテストやコンクールがある場合は、担当教員が全校生徒に向けて応募のお知らせを発信する。

令和5年度 高知市立城北中学校部活動運営細則

平成31年4月25日策定

令和4年4月1日改定

1 適切な休養日等の設定に関すること

(1) 放課後の練習時間の設定について

⇒ 6時間授業の場合は、16時10分の放課から20分後の16時30分に練習を開始し、遅くとも18時30分に終了し、18時40分には学校を出ているものとする。放課が早い場合はこれに準じて20分の準備時間、2時間程度の練習、終了後10分で完全下校をすることを原則とする。週末及び長期休業中もこれに準ずる。

(2) 朝練習の設定について

⇒ 朝練習を行う場合には、放課後の練習時間と含めて2時間程度とする。朝の学活に間に合わないという事態が生じないことを顧問・副顧問が徹底する。

(3) 同じ週に土曜日・日曜日と連続で対外試合等があった場合の対応

⇒ 次の週に予定されている平日の休養日に加えて新たにもう一日平日の休養日設けることを原則とする。次の週の土日を連続で休養日とすることも可能とする。

(4) テスト期間中に土日を休養日とした場合の対応

⇒ 週休日に限り、休んだ日数を他の週の休養日と振り替えることができるものとする。振り替えることができる期間は前後1か月ずつとする。

(5) 合宿に参加した場合の対応

⇒ 休業中等に合宿を行った場合には、その前後において、通常の練習時間を超過した分の休養を取ることをとする。